

令和元年度 福岡県主任介護支援専門員研修 申込要領

1 研修の目的

本研修は、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する指導・助言など、主任介護支援専門員として必要とされるケアマネジメントを適切かつ円滑に提供するための知識と技術を修得することを目的とする。

2 対象者

原則として受講基準（別紙2）の受講区分Ⅳの者

3 募集定員

270人

4 研修日程

「令和元年度福岡県主任介護支援専門員研修日程一覧表」（別紙3）のとおり

5 研修プログラム

「令和元年度福岡県主任介護支援専門員研修プログラム」（別紙4）のとおり
全日程12日間

6 申込方法等

各保険者において、管内の地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員の中から対象者を選定し、次により申し込んでください。

(1) 提出書類

「令和元年度福岡県主任介護支援専門員研修受講総括表」（別紙5）

「令和元年度福岡県主任介護支援専門員研修受講申込書」（別紙6）

「所属事業所等の推薦書」（別紙7）

(2) 提出期限

令和元年7月31日（水）**必着**

(3) 提出方法

郵送による。なお、受講総括表（別紙5）は、電子メールでも送信すること。

7 資料代

30,000円

8 テキスト

研修当日に配付する資料により行う（詳細は、受講決定通知で確認すること。）。

9 受講者の決定

- (1) 県において別紙2の受講基準に照らして受講者を決定し、令和元年9月中旬を目途に各保険者に通知するものとする。
- (2) 受講決定者に対しては、9月中旬を目途に研修実施機関から受講案内を送付するものとする。なお、個人情報保護の観点から、受講申込者からの電話による受講の可否の問合せには応答しないものとする。

10 研修受講上の注意等

- (1) 研修は定められた課程を全て履修する必要があるため、全部又は一部の課目を修了しなかった場合は、「福岡県主任介護支援専門員研修修了証」（以下「修了証」という。）は交付しないこと。
- (2) 遅刻又は早退があったときは、当該課目は履修できなかったものとみなし、上記(1)と同様の取扱いとすること。
- (3) 虚偽の申告をする等、不正の手段により研修を受講した者については、その事実が判明した時点で、研修の受講を中断させ、又は交付した修了証を没収するとともに、その旨を記録するものとする。この場合において、資料代は返還しないこと。
- (4) 介護保険法第69条の34から第69条の38までに規定する介護支援専門員の義務等に違反したと認められる者及び法第69条の39の規定により登録の消除を受けた者については、上記(3)と同様の取扱いとすること。

11 修了証の交付等

- (1) 研修の全ての課程を修了した者に対し、修了証を交付する。
- (2) 修了証には、有効期間を記載する。（有効期間満了日：研修修了日から5年）
- (3) 研修修了者の氏名、所属、連絡先を記載した名簿を作成し管理する。

12 個人情報の取扱いについて

受講申込書等に記載された個人情報については、適正に管理を行い、本研修の運営、修了者名簿の作成及び受験申込書の誓約事項以外の目的には使用しない。